

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(令和 4 年第 4 回有田川町議会定例会)

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1 | 発委第 2 号 | 有田川町議会の個人情報保護に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 報告第 25 号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和 4 年度有田川町一般会計補正予算 (第 5 号) |
| 日程第 3 | 議案第 84 号 | 令和 4 年度有田川町一般会計補正予算 (第 6 号) |
| 日程第 4 | 議案第 85 号 | 令和 4 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 5 | 議案第 86 号 | 令和 4 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 6 | 議案第 87 号 | 令和 4 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 7 | 議案第 88 号 | 令和 4 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 8 | 議案第 89 号 | 令和 4 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 9 | 議案第 90 号 | 令和 4 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 10 | 議案第 91 号 | 令和 4 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 11 | 議案第 92 号 | 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 93 号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 94 号 | 有田川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 95 号 | 有田川町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 96 号 | 有田川町個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 97 号 | 有田川町個人情報保護・情報公開審査会条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 98 号 | 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 99 号 | 有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 19 | 議案第 100 号 | 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 101 号 | 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 102 号 | 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条 |

例等の一部を改正する条例の制定について

日程第22 議案第103号 有田川町下水道事業の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第23 議案第104号 有田川町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程第24 議案第105号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について

日程第25 議案第106号 有田川町道路線の認定について

日程第26 議案第107号 有田川町道路線の認定について

日程第27 議案第108号 有田川町道路線の区域変更について

追加日程第1 議会活性化調査特別委員の辞任の件

追加日程第2 議会活性化調査特別委員会の定数の変更について

追加日程第3 議会活性化調査特別委員の選任

日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第29 常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第30 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第31 議員派遣の件

日程第32 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
7番	片 畑 進 之	8番	谷 畑 進
9番	西 弘 義	10番	林 宣 男
11番	岡 省 吾	12番	森 谷 信 哉
13番	堀 江 眞智子	14番	増 谷 憲
15番	殿 井 堯		

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

7番	片 畑 進 之	9番	西 弘 義
----	---------	----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（12名）

町長職務代理人副町長	坂 頭 徳 彦	住民税務部長	青 石 万紀子
福祉保健部長	中 岡 万里子	総務政策部長	井 上 光 生
消 防 長	高 井 永 行	産業振興部長	細 野 正 人
建設環境部長	竹 中 幸 生	清水行政局長	谷 口 輝代史
財 務 課 長	山 縣 和 弘	企画調整課長	林 光 彦

教 育 長 片 嶋 博 教 育 部 長 小 澤 俊 彦

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 中 屋 正 也 書 記 細 野 鶴 子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長職務代理者ほか11名であります。

……………日程第1 発委第2号……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、発委第2号、有田川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、提出者、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

おはようございます。

議長の指名をいただきましたので、発委第2号、有田川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

町執行部については、令和3年の法律改正による新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることとなりますが、地方議会は国会と同様、改正法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされています。このため、個人情報保護法の改正規定の施行の令和5年4月までに、議会における個人情報保護に関する条例の制定の必要があるため提案するものです。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第2 報告第25号……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、報告第25号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度有田川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第3 議案第84号……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、議案第84号、令和4年度有田川町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

47ページの中学校費、学校管理費では、金屋中学校体育館空調設備設置工事の設計監理委託料として300万円、工事費として7,000万円が計上されていますけ

れども、これ今後どのようなスケジュールで進んでいくのかお伺いたします。

○議長（森谷信哉）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

椿原議員の質疑にお答えさせていただきます。

金屋中学校体育館空調設備設置工事後の今後の予定でございますけれども、1月に設計監理業務の入札を実施いたしまして、来年度の5月に工事請負契約についての入札を実施いたします。その後、夏休みを最大限に利用して9月末の完成に向けて工事を進めていく予定でございます。

完成につきましては、発注時の資材の調達に必要な期間により延びる可能性がございます。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第4 議案第85号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、議案第85号、令和4年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第5 議案第86号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、議案第86号、令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第6 議案第87号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、議案第87号、令和4年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第7 議案第88号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、議案第88号、令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第8 議案第89号……………

○議長（森谷信哉）

日程第8、議案第89号、令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第 9 議案第 9 0 号……………

○議長（森谷信哉）

日程第 9、議案第 9 0 号、令和 4 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第 1 0 議案第 9 1 号……………

○議長（森谷信哉）

日程第 1 0、議案第 9 1 号、令和 4 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第 1 1 議案第 9 2 号……………

○議長（森谷信哉）

日程第 1 1、議案第 9 2 号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第 1 2 議案第 9 3 号……………

○議長（森谷信哉）

日程第 1 2、議案第 9 3 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第13 議案第94号……………

○議長（森谷信哉）

日程第13、議案第94号、有田川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。議案第94号について質疑をさせていただきます。

まず最初に、この条例制定後、いわゆる職員の定数条例の関係なんですけども、この条例の適用によって定数条例に入るのかどうか確認させていただきたいと思います。まず1点、これです。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の条例に基づく雇用に対しての職員につきましては、定数に入ります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、入るということでありましたので、そうなりますと、今後、職員の新規採用について私はブレーキがかかってくると考えるわけなんですけども、そうなりますと職員の年齢構成も、変な言い方しますといびつになってくるようなところもあって、なかなか継承されにくくなってくるのではないかという心配もするわけなんですけども、その点どのように執行部として今後考えていくんですか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

退職年齢が段階的に引き上げられますので、その間については影響を及ぼすことが考えられることになってきます。ただし、その期間中は採用人数の平準化でありますとか、年齢の平準化というのを考えながら計画的に採用を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 9時45分

再開 9時45分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第14 議案第95号……………

○議長（森谷信哉）

日程第14、議案第95号、有田川町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第15 議案第96号……………

○議長（森谷信哉）

日程第15、議案第96号、有田川町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第96号について、質疑をさせていただきます。

この条例の制定に当たっては、私は9月議会でも一般質問させていただいて、いろんな点で加えてほしいとか、また内容についてやったつもりです。それを踏まえて新たに質疑をするわけですが、その中でも幾つか執行部のほうでも考えていただいて盛り込んでいただいたというところも聞いておりますけれども、まず1点目として、現在の個人情報保護条例では、第1条に目的が明記されております。自己の個人情報に関する開示請求等の権利を保障することで、個人の権利利益を保護するとあります。しかし、新条例案では趣旨となり、必要事項を定めるものとしかありません。こういう点で私はいかかなものかと思っているわけですが、この点、部長としてのお考えを聞きたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、趣旨となつてございます。しかしながら、国の個人情報の保護に関する法律の目的、第1条には、個人の権利利益を保護することを目的とするというところでうたわれております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、現在のその条例の第7条に、収集の制限ということで、個人情報収集するときは本人から収集しなければならないとありますけれども、しかし、新条例にはこの規定がないということなので、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

それも国の法律、個人情報の保護に関する法律第64条に、適正な取得という項目がございます。偽り、その他不正の手段により個人情報を取得してはならないということが明記されてございます。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

三つ目として、現在の条例の第8条に、個人情報を収集した目的以外に利用し、または実施機関以外のものには提供してはならないと明記されているわけですが、これも新条例には明記されていないと。この点についていかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

これも国の法律の中で、第69条に法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならないということがうたわれております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

最後の質疑ですけれども、今の条例と新しい条例とでは根本的に違いがあると私は思っているんですが、今回の改正は個人情報の保護に関する法律を施行するためのものであるということだと思っております。現状でいうと、そういう点では全く違うので、あくまでも自治体としての条例制定であるはずだと私は思っていますので、この法施行という文言も要らないと思いますし、先ほどの答弁を通じてでも、私は本来、自治体の職務として、自治体の独自のものとして私は見ていく必要があるかなと思います。その点いかがですか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

議員おっしゃるとおり、各地方自治体で定められていることとこの法律により一元化したという形になります。町の条例では、それを円滑に施行するということで必要なものを定めるというところになっています。そういう点では違いはあるのかなとは思ってはおります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

議案第96号、有田川町個人情報保護法施行条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の条例制定は、昨年成立した、いわゆるデジタル関連法の一つである改正個人情報保護法との条文上の整合性をとるための事務手続となっています。デジタル化は町民の暮らしに役立つために使われるのであれば反対しませんが、今日、連日のように報道では、スマホ決裁のシステム障害やクラウドを運営する会社の顧客管理システム障害、LINE社による個人情報の漏えいなど、インターネット上の問題が浮き彫りになっている中で、法制定に伴い個人情報の悪用は絶対あってはならないことです。

近隣の国では、個人情報を守るために忘れられる権利、つまり自分のデータを完全削除・消去・利用停止を求める権利があります。しかし、日本ではプライバシーを守り、安全性やデータ保護を確実にする規制やルール確立、監視・監督機関の整備などが極めて弱く、遅れは深刻です。国会での審議の中で、行政機関が個人情報を目的外に使うことのできる要件をより限定的にすることや、個人情報の取扱いについて自ら決定する権利の保障を明記するよう議論されましたが、与党により否決されてしまった経緯があります。

さて、本町の場合を見てみますと、現条例では第1条に目的が明記されており、自己の個人情報に関する開示請求等の権利を保障することにより、個人の権利・利益を保護することを目的とすると明確になっていますが、今回提案されている条例案では趣旨となり、必要な事項を定めるとしかありません。

第2に、現条例の第7条の収集の制限で、執行部などの実施機関は、個人情報を収集するときは本人から収集しなければならないとなっていますが、新条例案ではそれ

がありません。

第3に、現条例の第8条に実施機関は個人情報収集した目的以外に利用し、または実施機関以外のものに提供してはならないとあります。しかし、新条例案にはこの規定がありません。そもそも今回の最大の狙いは、国民の情報を加工して民間の企業に放出することにありますから、この項目は企業にとってあってはならない規定となるからです。

第4に、今回の改正は、個人情報の保護に関する法律を施行するための条例制定であります。現条例とは異なります。

そのほかにも様々な問題点がありますが、さきの9月議会、増谷議員の一般質問で指摘させていただいています。一方で、新条例案の第4条の手数料と第5条の開示決定を受けていない保有個人情報に関わる訂正請求と、第6条の開示決定を受けていない保有個人情報にかかわる利用停止請求と、第7条の本人の委任による代理人からの開示請求等にかかわる措置、第8条の審査会への諮問の項目については、増谷議員の指摘した点が反映されていますが、先ほどの理由により反対討論とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第16 議案第97号……………

○議長（森谷信哉）

日程第16、議案第97号、有田川町個人情報保護・情報公開審査会条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第17 議案第98号……………

○議長（森谷信哉）

日程第17、議案第98号、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第18 議案第99号……………

○議長（森谷信哉）

日程第18、議案第99号、有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第19 議案第100号……………

○議長（森谷信哉）

日程第19、議案第100号、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第20 議案第101号……………

○議長（森谷信哉）

日程第20、議案第101号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第21 議案第102号……………

○議長（森谷信哉）

日程第21、議案第102号、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第22 議案第103号……………

○議長（森谷信哉）

日程第22、議案第103号、有田川町下水道事業の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第23 議案第104号……………

○議長（森谷信哉）

日程第23、議案第104号、有田川町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第24 議案第105号……………

○議長（森谷信哉）

日程第24、議案第105号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま教育委員会委員に選任の同意がされました、平松一彦君が議場にいられています。御挨拶をお願いしたいと思います。

平松一彦君。

〔平松一彦君 入場〕

○議長（森谷信哉）

平松一彦君より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○教育委員会委員（平松一彦）

ただいま有田町教育委員に任命していただきました平松一彦です。私は長年にわたり、微力ではありますが本町の教育に努めさせていただいております。その経験を生かし、今回も教育委員としてより一層精進努力に努めてまいりますので、何とぞ皆様、よろしく願いいたします。

また、皆様の御支援と御協力をお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（森谷信哉）

今後も教育委員としてよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

〔平松一彦君 退場〕

○議長（森谷信哉）

次に、日程第25、議案第106号から日程第27、議案第108号までの3件については、産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

去る12月6日、議会初日、当委員会に付託された議案第106号及び議案第107号の有田町道路線の認定並びに議案第108号の有田町道路線の区域変更に関する議案について、産業建設住民常任委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は12月7日、第2・第3会議室において開催し、建設環境部長、建設課長及び担当職員から付託案件について概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。

議案第106号、町道吉田青田2号線は、国道424号吉田バイパスが令和3年7月に開通したことにより、幅員3.6メートルから10.8メートル、延長1,319.57メートルの区間を国道から町道に移管するものであります。

議案第107号、町道中井原中野線は、市場バイパスの新設、旧金屋役場庁舎からJA金屋支所までの拡幅工事完了により、幅員5.19メートルから12.9メートル、延長534.3メートルの区間を国道から町道に移管するものであります。

議案第106号、議案第107号ともに、移管に当たって必要な路面補修などは県が行っており、地域住民の生活道路として今後も利用が見込めることから、町道に認定することが妥当であると全員一致で決定いたしました。

次に、議案第108号、町道吉見奥線は、県と協議を重ね、地元要望などもあり、吉見地内の吉見会館付近の県工事が終了したことにより、町道吉見奥線と県道吉原湯浅線の一部の延長2,551.38メートルを2,201.5メートルに振り替えるものであります。通行量などを考慮し、広域的な道路として住民の利便性向上などのためにも、区域変更することが妥当であると全員一致で決定いたしました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

以上で、産業建設住民常任委員会の審査の経過及び結果の報告は終わりました。

……………日程第25 議案第106号……………

○議長（森谷信哉）

日程第25、議案第106号、有田川町道路線の認定についてを議題といたします。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第26 議案第107号……………

○議長（森谷信哉）

日程第26、議案第107号、有田川町道路線の認定についてを議題といたします。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第27 議案第108号……………

○議長（森谷信哉）

日程第27、議案第108号、有田川町道路線の区域変更についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時10分

再開 10時25分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

お諮りします。

お手元に配付しました追加議事日程のとおり、議事を追加したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議事を追加することに決定いたしました。

……………追加日程第1 議会活性化調査特別委員の辞任の件……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第1、議会活性化調査特別委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、椿原竜二君、岡省吾君、増谷憲君の退場を求めます。

〔椿原竜二君 岡省吾君 増谷憲君 退場〕

○議長（森谷信哉）

椿原竜二君、岡省吾君、増谷憲君から、一身上の都合により議会活性化調査特別委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りいたします。

椿原竜二君、岡省吾君、増谷憲君からの議会活性化調査特別委員の辞任の申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、椿原竜二君、岡省吾君、増谷憲君の議会活性化調査特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

椿原竜二君、岡省吾君、増谷憲君の入場を許可いたします。

〔椿原竜二君 岡省吾君 増谷憲君 入場〕

……………追加日程第2 議会活性化調査特別委員会の定数の変更について……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第2、議会活性化調査特別委員会の定数の変更についてを議題といたします。

地方分権に対応した有田川町議会の活性化に関する調査を行うため、既に設置されております議会活性化調査特別委員会の定数を7名から8名に変更したいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

議会活性化調査特別委員会の定数を8名に変更することに決定いたしました。

……………追加日程第3 議会活性化調査特別委員の選任……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第3、議会活性化調査特別委員の選任を行います。

先ほど委員の辞任及び定数の変更によって、4名の委員が欠員となりました。したがって、議会委員会条例第7条第3項の規定により、議長において委員を指名したいと思います。

議会活性化調査特別委員会委員に、中島詳裕君、星田仁志君、片畑進之君、西弘義君、以上4名を指名いたします。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました中島詳裕君、星田仁志君、片畑進之君、西弘義君を議会活性化調査特別委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時28分

再開 10時29分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………日程28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定いたしました。閉会中、よろしく願いいたします。

……………日程第29 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第29、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。よろしく願いいたします。

……………日程第30 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第30、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。よろしく願いいたします。

……………日程第31 議員派遣の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第31、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

……………日程第32 議長への委任について……………

○議長（森谷信哉）

日程第32、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第4回有田川町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

閉会10時32分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長

森 谷 信 哉

7 番 議 員

片畑進之議員が令和5年3月22日に  
死去したため署名不能

9 番 議 員

西 弘 義